

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

[illegible]

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3955）